

文書質問答弁書

根室市議会基本条例第11条第1項の規定に基づく佐藤敏三議員の文書質問について、同条第3項に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【件名及び答弁内容】

件名：1. 市立根室病院の経営形態を公営企業法の一部適用から全部適用に変えた考え方と現状認識について（変更した目的と効果及び切り替えた時点で具体的な目的・目標があれば現時点での評価について）

答弁：

市立根室病院の経営形態につきましては、本年4月1日より、地方公営企業法の全部適用に移行したところであり、その目的といたしましては、病院事業管理者を設置し、管理規程の制定や組織の改編、職員の採用及び配置などの権限を付与することで、市民ニーズへの対応や患者サービスの向上について迅速かつ効率的に推進するとともに、職員の更なる企業意識の高揚など、経営改革に取り組む環境の構築を図ることとしたものであります。

この全部適用への移行を機に、管理者のもと、医師をはじめ多職種により、経営改善に向けた「戦略的プロジェクト」と医療体制の充実に向けた「確保プロジェクト」を設置したところであり、戦略的プロジェクトにおいては、職員の経営意識の向上を図りながら、収益向上の取り組みや費用対効果の検証、更には地域包括ケア病床の検討など市立病院の地域における役割などについて議論を進めており、また、確保プロジェクトにおいては、薬剤師や看護師、医療技術者の確保に向けた具体的な手法や働きやすい環境づくり、資質向上などについて議論を進め、嘱託看護師制度の創設など職員の多様な雇用形態や研修制度の充実などに取り組んでいるところであります。

全部適用への移行によって直ちに経営の健全化が図られるものではありませんが、このような経営改革へ取り組む環境を構築する手段として有効であると認識しており、引き続き管理者を先頭に職員一丸となって病院改革を推進してまいります。

件名：2. 全部適用に変えたことによる成果分析と検証の必要性と、方法・機関・時期について

答弁：

全部適用に移行したことによる成果については、現段階では具体的な評価分析は難しいものと考えておりますが、管理者のもとで全部適用移行の目的を推進することとあわせ、新たに策定する「改革プラン」の中で具体的な経営改革に向けた目標の設定を行い、その達成に向けスピード感を高めて取り組み、病院内部において定期的な進捗管理と検証を行うとともに、「市立根室病院財政再建対策特別委員会」に外部評価をいただきたいと考えております。

件名：3. 平成26年度決算における債務超過額の解消と、今後の取り組み方法並びにその対策進め方について（今後の債務超過の推移見通し並びにその対策について）

答弁：

新地方公営企業会計基準の適用により、平成26年度決算においては、これまで資本金であった企業債、約35億8千万円が負債となったことや、退職給付引当金、約14億2千万円の負債計上が義務付けられたことなどの影響から、貸借対照表において負債合計が増加したものであり、資産合計から負債合計を差し引くと約18億8千万円の債務超過となったものであります。

これらについては、当面は支出を要せず、直ちに現金化しないものも含まれておりますが、市立根室病院が市内唯一の総合病院として、また、政策的医療を担う公立病院としての使命を果たす上で市民のニーズに応える医療を継続的に提供するため、経営の改善は重要な課題であり、前段で答弁いたしましたプロジェクトを進め、まずは一般会計からの基準外繰入金の縮減に向け経営改善に取り組み、収支不足の解消に努めてまいります。